

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 3 日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

令和 6 年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請及び注意喚起
について【要請等】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産大臣から、令和 6 年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請及び注意喚起がありましたのでお知らせします。

【令和 6 年度食品等流通調査報告書】

食品関連事業者に対し、アンケート調査及びヒアリング調査を行い、下記 URL に掲載のとおり報告書を取りまとめ。

公表プレスリリース

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/250331.html>

調査報告書

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/kouzou_kaizen/ryutsu_chosa.html

6 新食第3069号
令和7年3月31日

公益財団法人日本食肉流通センター 理事長 殿

農林水産大臣 江藤 拓

令和6年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請及び注意喚起
について（通知）

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、令和6年度の食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「令和6年度食品等流通調査」という。）を行ったところ、当該調査の結果を踏まえ、法第28条の規定に基づき協力要請及び注意喚起を行うこととしたので、下記の内容について十分に御了知いただくとともに、貴殿から傘下会員に対して周知願いたい。

記

1. 令和6年度食品等流通調査について

(1) 令和6年度食品等流通調査では、

ア 令和6年9月から12月にかけて、

- ① 食品製造事業者、食品卸売事業者及び小売事業者を対象者として、食品等の取引の現状に関するアンケート調査を実施するとともに（回答者数377者）、
- ② 卸売市場の仲卸業者及び小売事業者を対象者として、令和6年3月に策定した「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」（以下「生鮮取引適正化ガイドライン」という。）のフォローアップを目的として、アンケート調査を実施した（回答者数217者）。

イ また、同年6月から12月にかけて、農業団体・農業法人、卸売市場関係者、食品製造事業者、食品卸売事業者、小売事業者、外食・給食事業者、物流事業者を対象者とするヒアリング調査を実施した（対象者数105者）。

(2) 令和6年度食品等流通調査の結果については、別添の「令和6年度食品等流通調査に関する報告書」を御参照いただきたい。

2. 令和6年度食品等流通調査の結果に基づく協力要請

(1) 物流の改善

ア 物流効率化はもとより、荷待ち・荷役時間を削減するため、パレット導入の効果と負担について、関係者間で協議し、認識を共有しながら、パレット輸送を更に推進していただきたい。

イ トラック予約システムは、導入が進んでいる様子がかがわれたものの、導入後の荷主と物流事業者との間での情報共有や綿密なコミュニケーションを通じ、予約時間の分散や受付時間の延長等、運用の改善を進めていただきたい。

(2) 商慣習の見直し

店舗納品期限については、3分の1ルールを緩和し、2分の1ルールを適用する品目を拡大していくことが重要であるほか、取引先から協力を求められた場合には関係者間で協議し、緩和に向けて検討を進めていただきたい。

(3) 食品寄附

約2割の事業者から「未利用食品があるが寄附を行っていない」との回答があったことから、関係省庁の協力を得て消費者庁が事務局を担う「食品寄附等に関する官民協議会」にて令和6年12月に策定された「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」等も参考にしつつ、食品寄附の取組に努めていただきたい。

(4) 生鮮取引適正化ガイドラインの周知及び活用

生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップを目的とした今回の調査結果も活用しながら、各業界団体において、傘下会員に対し、生鮮取引適正化ガイドラインの更なる周知と一層の活用を呼び掛け、各事業者において、取引上の様々な課題の改善に取り組んでいただきたい。

3. 令和6年度食品等流通調査の結果に基づく注意喚起

(1) センターフィー等の透明性確保

物流センター等の流通業務用施設の使用料等（以下「センターフィー等」という。）についてヒアリングを実施したところ、「用途の説明がないまま、一方的に料率を上げられた」等の意見が寄せられた。

生鮮取引適正化ガイドラインにおいて示したとおり、小売事業者等が、センターフィー等について、その額や算出根拠等を納入業者と十分に協議することなく、一方的に負担を要請し、当該施設の利用料等に応じた負担分を超える額を負担させることは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項第5号の優越的地位の濫用における「協賛金等の負担の要請」及び大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（平成17年公正取引委員会告示第11号）第8項の「不当な経済上の利益の收受等」に該当するおそれがある。

このため、生鮮取引適正化ガイドラインも活用し、センターフィー等の額や算出根拠等について仲卸業者等と小売事業者との間で明確にする、料率の設定に当たっては、あらかじめ、合理的な算定の手法、積算根拠等を明示する等、適切に対応いただきたい。

(2) 労務費等の価格転嫁に関する不利益な取扱いの禁止

労務費を含む価格転嫁の交渉の状況についてヒアリングを実施したところ、「値上げするなら棚に置かないと小売から示唆された」「値上げにより取扱店舗を70%減らされた」等の意見が寄せられた。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会策定。以下「指針」という。）等において示されたとおり、公正取引委員会は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法第2条第9項第5号の優越的地位の濫用として問題となるおそれがあることを明確化している。また、発注者が指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法等に基づき厳正に対処することとしている。

このため、価格転嫁を行う上では発注者と受注者とが協議を行うことが重要であることを認識し、価格転嫁を求められたことを理由として不利益な取扱いを行うことがないよう、指針に沿って適切に対応いただきたい。

(参考)

- ・「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」
https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/ryutu/240327_26.html
- ・「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/attach/pdf/tekiseitorihiki-21.pdf>
- ・「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/yuetsutekichii.html>
- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>
- ・「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/conference/assets/consumer_education_cms201_241225_01.pdf

令和 6 年度 食品等流通調査（要旨）

根拠：食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）

第 27 条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

令和 6 年度の調査について

- 主な調査項目 ① 価格転嫁 ② 物流 ③ 商慣習及びデジタル化 ④ 環境配慮
⑤ 「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」（生鮮取引適正化ガイドライン）のフォローアップ

■ 調査の実施方法

① アンケート調査

食品製造事業者	食品卸売事業者	小売事業者	仲卸業者	合計
207	122	73	192	594

② ヒアリング調査

農業団体 農業法人	卸売市場 関係者	食品製造 事業者	食品卸売 事業者	小売事業者	外食・給食 事業者	物流事業者	合計
9	17	22	16	16	15	10	105

令和 6 年度の調査結果の概要

【①価格転嫁】

- ・ 原材料費の高騰や物流費の上昇を理由とする価格転嫁が着実に進展している様子がうかがわれたが、労務費上昇を理由とする価格転嫁については、原材料費や物流費ほどは進捗していない状況が確認された。
- ・ また、小売事業者等に加工食品を納品する食品製造事業者からは、「値上げするなら棚に置かないと小売から示唆された」「値上げにより取扱店舗を 70% 減らされた」といった適正とは言い難い事例も報告された。
- ・ 生鮮食料品を取り扱う農業団体等や卸売市場関係者からは、「最近の経費高騰で価格交渉は聞いてもらやすい」「量販店から値上げの声かけをされるようになった」等、取引環境の変化を示唆する声が聞かれた。

【②物流】

- ・ パレット導入の進展や効果を評価する声が聞かれた一方、導入コストや積替作業の負担を指摘する声も聞かれた。
- ・ トラック予約システムの導入は着実に進展、「3 ～ 4 時間の荷待ちが 30 分未満に短縮された」との声も聞かれた。
- ・ 物流効率化については、共同配送に加え、本年度は配送頻度の低減による積載効率向上の取組が数多く聞かれた。

【③商慣習及びデジタル化】

- ・ 店舗納品期限については、小売事業者の 2 割が「全ての商品が 1/2 ルール」と回答する等、取組の進展も見られたものの、多くの事業者において 1/2 ルールの商品と 1/3 ルールの商品が混在しており、更なる取組の必要性が確認された。
- ・ 納品リードタイムの延長、検品作業の簡素化、納品伝票の電子化等については、取組が着実に進展している様子がうかがわれた。賞味期限の大括り化や日付逆転納品についても検討を進めていくべきとの声が聞かれた。
- ・ 小売事業者の物流センターの使用料（センターフィー）については、本年度は「十分な説明を受けている」と評価する声も聞かれたが、昨年同様「用途の説明がないまま、一方的に料率を上げられた」等の適正とは言い難い事例も報告された。

【④環境配慮】

- ・ 多くの事業者がプラスチックの使用量や廃棄量の削減に取り組む必要性は認識しているものの、代替資材への転換によるコスト上昇への懸念等により、取組が十分に進んでいるとは言い難い状況にあることが確認された。
- ・ 食品ロスの削減に向けた「未利用食品の寄附」については、約 4 割の事業者から「取り組んでいる」との回答があったが、「未利用食品を有しているが寄附を行っていない」との回答も 2 割程度を占めた。

【⑤生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップ】

- ・ 本ガイドラインを小売事業者の 7 割が認知していたが、仲卸業者では 4 割にとどまった。一方で、仲卸業者の 7 割が「取引が改善した」としたのに対し、小売事業者は 7 割が「改善が必要な取引はない」としており、認識に乖離が見られた。

<今後の課題>

- ① 引き続き、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた価格転嫁の取組を推進する必要。
- ② 一過性ではなく構造的な課題である物流問題に関係者一体となって中長期的視点をもって取り組んでいく必要。
- ③ 引き続き、1/2 ルール対象品目の拡大、センターフィーの透明性確保、納品伝票の電子化等に取り組んでいく必要。
- ④ 資源循環への国内外の関心も踏まえ、プラスチック使用量削減、食品寄附、食品リサイクル等に取り組んでいく必要。
- ⑤ 生鮮食料品等の取引における様々な課題の改善に向け、ガイドラインの一層の周知と活用に取り組んでいく必要。